調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
［略］				
Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
［略］				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
［略］				

（記載上の注意）
［１～７　略］
〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕
［表略］
（記載上の注意）
［１～６　略］
〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

項目	当中間期末	前期末
単体レバレッジ比率	％	％

（記載上の注意）
１　本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。
２　「単体レバレッジ比率」とは、銀行法第14条の２第１号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。
３　単体レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
［略］				

調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
［同左］				
Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
［同左］				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
［同左］				

（記載上の注意）
［１～７　同左］
〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕
［同左］
（記載上の注意）
［１～６　同左］
［加える。］

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
［同左］				